

公立大学法人島根県立大学の各事業年度の業務実績評価(年度評価)実施要領(修正案)

平成 年 月 日
島根県公立大学法人評価委員会決定

1 趣旨

地方独立行政法人法第28条の規定に基づく島根県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人島根県立大学(以下「法人」という。)に係る各年度の業務実績の評価(以下「年度計画」という。)を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人による自主的な業務運営の見直し、改善を促し、もって、法人業務の質の向上、業務運営の効率化及び透明性の確保に資することを目的として行う。

3 評価の基本方針

年度評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 年度評価は、主として中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中における法人業務の改善・充実が図られることにつながるものとする。
- (2) 年度評価は、法人の自己点検・評価に基づくものとする。
- (3) 教育研究に関しては、その特性に配慮した評価を行う。
- (4) 評価を通じて県民に法人の状況を分かりやすく示し、法人運営を支援する県としての説明責任を果たすものとする。

4 年度評価の実施方法

年度評価は、法人による自己点検・評価に基づき作成する業務実績報告書(別紙様式)に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。

(1) 法人の自己点検・評価

ア 業務実績報告書を記載するに当たっての留意事項

法人は、次の事項に留意し、年度計画における実施計画の項目ごとに、業務の進捗状況等について業務実績報告書に記載する。

- (ア) 業務実績報告書の記載に当たっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載するよう留意する。
- (イ) 当該年度の数値目標を設定している場合は、当該項目に関する取組み状況とともに、実績値を記載するものとし、実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の取組見通しを併せて記載する。
- (ウ) 数値目標を設定していない場合は、当該年度における取組みの実績を記載し、その実績が年度計画で定めた計画どおり進められていない場合は、その理由及び次年度以降の取組見通しを併せて記載する。
- (エ) 特筆すべき事項等があれば次により特記事項欄に記載する。
 - a 中期計画には記載していないが、力を入れて取り組んでいるもの
 - b 中期計画を変更する必要があると考えられる事項があれば、その状況や理由
 - c その他、評価委員会に報告すべき状況など
- (オ) 必要に応じて、関連資料を添付する。なお、評価委員会が評価を行う上で必要と認めた資料について、法人に対して追加資料の提出を求めることがある。

イ 項目別評価

(7) 法人による年度計画項目別評価

法人は、年度計画の記載事項ごとに、業務の進捗状況を次の5段階で自己評価するとともに、**できるだけ客観的なデータに基づき、その業務を行ったことによる成果も踏まえ、業務の実施状況及び自己評価の判断理由を記載する。**

また、法人の判断により年度計画の記載事項を複数まとめて自己評価することができるものとする。

なお、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、5段階評価は行わない。

評点	評語年度計画項目別評価の評価基準
5	年度計画を上回って実施している。(計画を完全に実施し、 進捗度は10割以上、かつ特に顕著な成果が得られたと判断できる場合)
4	年度計画を十分に実施している。(進捗度が概ね9割以上)
3	年度計画を概ね実施している。(進捗度が概ね7割以上9割未満)
2	年度計画を十分には実施していない。(進捗度が概ね5割以上7割未満)
1	年度計画を大幅に下回っている。(進捗度が概ね5割未満)

(2) 評価委員会による ~~調査・分析~~ 検証・評価

ア ~~調査・分析~~ 法人自己評価の検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書及び必要に応じて求める追加資料を基に、法人からのヒアリング等を通じ、業務の実績等について調査・分析を行う。~~の上、~~法人の自己評価を検証する。

イ 評価

(7) 中期目標項目別評価

~~中期目標項目別評価は、中期目標の大項目のうち次の5項目について行う。~~

評価委員会が調査・分析した状況を踏まえ、中期目標で定める大項目ごとに、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して**中期目標項目別評価の評価基準により次の**5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。

なお、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、5段階**評**定評価を行わず、法人の自己評価結果を踏まえ、客観的・外形的な取り組み状況について特筆すべき点又は遅れている点等について示す。

中期目標項目別評価の評価基準により5段階評価を行う項目	新たな大学構想の確立と実現に向けた取り組み 自主的、自律的な組織運営体制の確立 評価制度の構築及び情報公開の推進 その他業務運営に関する重要事項
5段階評価を行わず特筆すべき点又は遅れている点を示す項目	大学の教育研究等の質の向上

中期目標項目別評価の評価基準

AA...中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。(年度評価項目別評価における各項目の評点の平均値が4.3以上)

A...中期目標の達成に向けて順調に進んでいる。(年度計画項目別評価における各項目の評点の平均値が3.5以上4.2以下)

B...中期目標の達成に向けて概ね順調である。(年度計画項目別評価における各項目の評点の平均値が2.7以上3.4以下)

C...中期目標の達成のためにはやや遅れている。(年度計画項目別評価における各項目の評点の平均値が1.9以上2.6以下)

D...中期目標の達成のためには大幅な改善が必要である。(年度計画項目別評価における各項目の評点の平均値が1.8以下)

評価は、法人があらかじめ設定した年度計画の記載事項ごとにウエイトを付けることができ、評価委員会は、ウエイト付けを行った後の割合により評定する。なお、この場合、法人はウエイト数値の決定理由及びウエイト付けを行った根拠を明確に示さなければならない。

(1) 全体評価

全体評価は、中期目標項目別評価を踏まえ、中期目標の達成状況又は中期計画の進捗状況を総合的に評価する。また、改善すべき事項があれば記載する。その際、次の事項について積極的に評価するものとする。

~~理事長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取り組み~~

他大学に模範となる成果が上げられたとき

中期目標・中期計画で想定した以上の成果が上げられたとき

県民や社会に対する説明責任を重視し、社会に開かれた大学運営を目指した取り組みが行われたとき

7 法人への意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価案を作成したときは、法人に対し当該評価案を送付し、意見の申立ての機会を付与するものとする。

8 評価結果確定後の処理

- (1) 法人意見を検討した上で、中期目標項目別評価及び全体評価を確定する。
- (2) 確定した評価結果は、法人に通知するとともに、知事に報告する。
- (3) 知事が議会に報告した後、評価結果を県ホームページ上で公開する。

9 その他

本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。